

譲渡・売却をご希望の場合の報酬表

案件化料 ※アドバイザー契約締結時

譲渡企業の簿価総資産額	案件化料(税抜価格)
2 億円以下	100 万円
2 億円超 10 億円以下	200 万円
10 億円超 20 億円以下	300 万円
20 億円超 50 億円以下	500 万円

※50 億円超の場合は別途お見積もりいたします。

成功報酬 ※最終契約締結時

譲渡企業の時価総資産価額(営業権を含む)	手数料率(税抜価格)
5 億円以下の部分	5%
5 億円超 10 億円以下の部分	4%
10 億円超 50 億円以下の部分	3%
50 億円超 100 億円以下の部分	2%
100 億円超の部分	1%
ただし、成功報酬の最低額は 2,000 万円とします。	

1. 成功報酬の計算例

(1) 営業権を含めた時価総資産価額が 13 億円の場合は次のとおり算定します。

5 億円以下の部分 $5 \text{ 億円} \times 5\% = 2,500 \text{ 万円}$ ①

5 億円超 10 億円以下の部分 $5 \text{ 億円} \times 4\% = 2,000 \text{ 万円}$ ②

10 億円超 50 億円以下の部分 $3 \text{ 億円} \times 3\% = 900 \text{ 万円}$ ③

成功報酬額 ①+②+③ 5,400 万円(税抜価格)

(2) 営業権を含めた時価総資産価額が 3 億円の場合は次のとおり算定します。

5 億円以下の部分 $3 \text{ 億円} \times 5\% = 1,500 \text{ 万円}$

成功報酬額 最低額 2,000 万円(税抜価格)

※ 時価総資産価額は、譲り渡し価額算定の基準日となった時点での譲渡企業の貸借対照表に基づき、営業権に相当する金額を含めて算出します。

※ 事業譲渡の場合における時価総資産価額は、譲渡対象事業の営業権を含めた移動時価総資産価額(事業譲渡で移動する時価総資産価額)とします。

2. 組織再編等を実施する場合の手数料

M&A において組織再編、合併手続、業務提携、販売委託等を伴う場合には、上記に従い算定される金額に、その組織再編等の形態、規模等に応じて決定される金額(ただし、1,000 万円を下回らないものとします。)を追加します。

3. 成功報酬には含まれない費用

- ・ 案件化料
- ・ デューデリジェンス(DD)、不動産鑑定、税務企画書作成のための費用
- ・ 第三者(弁護士、公認会計士、税理士、司法書士等)に依頼した場合の費用

(注)本ページに記載する金額は税抜きの金額です。すべて消費税が別途かかります。

